



# 子どもの権利を守るために 支援システムの構築を

「子どもを守る」シリーズ 10

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」。日本では、94年に批准され、現在では国内法として機能しています。「子どもを守る」シリーズ10回目は、日本における子どもの権利研究の第一人者で、積極的に普及・啓発活動を行う早稲田大学教授の喜多明人さんと、2011年まで「子どもの人権連」事務局長を務めた日本教職員組合の原ひとみさんにお話をいただきました。

――「子どもの権利条約」制定の動きは、1959年に国連が公布した「子どもの権利宣言」から始まります。

**喜多** 宣言20年を機に国際的な検証作業を行った結果、「宣言」という言わば申し合わせだけでは効果があがらないということが分かりました。

そこで、79年にポーランドが条約案を提出し、89年の「子どもの権利条約」を国連採択へとつながるのです。

その間、条約の理念を日本社会に普及・啓発していく上で、非常に重要な役割を果たしたのは日本教職員組合が中心となって組織した「子ども人権連」です。子どもの人権保障を目的にした市民団体が立ち上がったことは大変意義深いことでした。

**原** 子どもの人権連は、86年に志をともにする労働組合や解放同盟などとつくったNGOです。当初は少しでも多くの人に子どもの人権について考えてもらおうと、日本での批准に向けたパンフレットや会報の制作、勉強会の開催などを行いました。

**喜多** 特に条約採択直後、ブルーパンフレットと呼ばれる解説付き冊子を発行し、「子どもの権利条約」という名称を日本に定着させた功績は大きいと思います。国連の条約は、政府が国内に広がっていくのが一般的です。実はこの時、外務省では慣習上「child」を「児童」と訳すことから、「児童の権利条約」と訳したのですが、社会ではブルーパンフレットのタイトルとなつた「子どもの権利条約」

で認知され、論文や新聞雑誌で取り上げられ、広まりました。条約では18歳までが対象ですから、やはり「児童の権利条約」では伝わりにくかったと思いますね。

――そして94年、日本が批准します。

**原** 批准後も、地域との対話や子どもの声を聴くなどの活動を続けてきましたが、条約の理念を正しく理解してもらうことの難しさを痛感しました。必ず大人から「子どものわがままを助長させることにつながる」などという懸念の声があるのです。

**喜多** 条約が採択されるまでの審議をリードしてきたポーランド代表のアダム・ロパトカさんは「条約を通じて、子どもと向き合う大人の態度、姿勢の変化を促したかった」と述べています。この考え方は12条「子どもの意見表明権」に象徴されます。それは「子どもはだんだん人間になるのではなく、すでに人間である」(※1)のだから、「とともに生きる」存在だという理念に基づいています。これは社会や教育現場に、「子ども観」の見直しを迫るものだと思います。

――「子どもの権利条約」の理念を理解でどう生かす?

**原** 学校でのいじめの問題においても、そうした「子ども観」がとても大事だと思います。いじめ、子どもの「自死」は、私たち教職員自身がまず、「教師と生徒」ではなく、「人間同士」として向き合えているのかどうかを重視されています。

**喜多** いじめは人権侵害の最たるものではありません。子どもたちには「自分が悪いのではなく、いつでも助けを求めていいんだよ」ということを伝えたい。子どもたちが自分の権利を自覚し、SOSを出しやすくするために、SOSを受け止める側の体制づくりは大事です。それと同時に、いじめの問題は、子ども自身が解決主体として動くことを重要なことです。

――「子どもの権利条約」の理念を実現するためには、まず教員を支援するシステムを作らなければ、というわけです。そのためには、まずは教員を重視されず、結果だけを求められる中で、失敗はできないという強迫観念さえ持つてしまっています。

**原** 最近日本の子どもたちの「自己肯定」がいつでもバックアップできるようになっていました。

**喜多** まさに「学校の応援団」ですね。国内でも、いじめ自殺の問題がきっかけでできた兵庫県川西市の「子ども人権オングループバーン」(※2)などは、子どもの支援のために教師の専門性を高めることが大事ですが、そのためには、まず教員を支援するシステムを作らなければ、というわけです。

――「子どもの権利条約」の理念を実現するためには、まず教員を重視されず、結果だけを求められる中で、失敗はできないという強迫観念さえ持つてしまっています。

**原** まさに「学校の応援団」ですね。学校の限界をカバーできる福祉的支援の制度です。これから時代は、学校にもスクールソーシャルワーカーのよう、学校支援職員が必要だと思います。同時に、子どもや学校を励ましながら、ともに学校づくりをしていくという温かな視点を大切にしたいですね。

**喜多** そういう意味では、各地での「子どもの権利条例」の動きに期待しています。子どもたちとともに、地域の実情に合わせた条例づくりをすすめることこそが、「子どもの権利条約」の普及と言えるのだろうと思います。

――「子どもの権利条約」の動きに期待しているのは、子どもたちとともに、地域の実情に合わせた条例づくりをすすめることこそが、「子どもの権利条約」の普及と言えるのだろうと思います。

――「子どもの権利条約」の動きに期待しているのは、子どもたちとともに、地域の実情に合わせた条例づくりをすすめることこそが、「子どもの権利条約」の普及と言えるのだろうと思います。

司会・構成

「子ども応援便り」編集長

高比良美穂



原ひとみ  
(はら・ひとみ)  
1985年から大阪府内の中学校で教員として勤める。大阪府教職員組合女性部役員・中央執行副委員長を経て、2010年に日本教職員組合中央執行委員に就任。同年から2年間、子ども人権連の事務局長を務める。